

4. 推進方策

(1) 学校マネジメント研修の充実

- 「芯の通った学校組織」の一層の活用推進に向けて、組織的な授業改善や生徒指導等、学校の実態に応じた実践的なマネジメント研修の推進が求められることから、研修の体系性を維持しつつ、以下のとおり学校マネジメント研修の更なる充実を図ることとしている。

- 主要主任等の研修機会の充実

- ・教務主任研修を他の主要主任等が受講することを可能とする。

- 若手教職員の研修の充実

- ・若手教職員対象のマネジメント要素を含む研修の内容を更に充実する。

- 組織的な授業改善や生徒指導のための研修の推進

- ・授業力向上に資する、「『目標達成に向けた組織的な授業改善』推進手引き」を活用した研修を実施する。
 - ・新たに小中学校生徒指導主任を対象とした研修を実施する。

- 効果的な取組事例の紹介

- ・各学校の効果的な取組を集約した「取組事例集」（平成26年10月）を周知するとともに、必要に応じ改訂しながら、会議や研修等で活用する。

- 先進地研修の継続

- ・学校での組織的な取組を進めている先進地への実地研修を引き続き行う。

《現状・課題》

- 学校マネジメント研修としての主要主任研修を次のとおり拡大した。
 - ・新任教務主任研修（小・中）を他の主要主任も受講可能に（平成27年度～）
 - ・いじめ・不登校問題に組織的に対応できるよう、生徒指導主任研修（小・中）を新設（平成27年度～）
- アクティブラーニングを取り入れた研修や「新大分スタンダード」を踏まえた研修等、学習指導要領の改訂を見据えた組織的な授業改善のための研修を導入した（平成27年度～）。

第5フェーズの取組

- ① 引き続き、新任教務主任研修（小・中）、新任生徒指導主任研修（小・中）を他の主要主任も受講可能とする。

- ② 組織的な授業改善の推進に向けて、研究主任研修（小・中）を新設する。
- ③ 若手教職員を対象とした「OJTの手引き（平成28年3月）」の活用・促進を図る。

（2）教育事務所による指導・支援

- 教育事務所は、所長、次長、管理主事、学校改革担当指導主事を中心に、年間2回以上、市町村教育委員会と連携して全ての小・中学校を訪問し、学校マネジメント等に係る指導・支援を行ってきた。
- 教育事務所は、少なくとも年間2回、全ての学校への訪問指導を実施する。
- その上で、毎年度、市町村教育委員会と協議し、協議結果を踏まえて、追加的な訪問指導を行う。
- 訪問の際には、以下を中心に、学校マネジメント、カリキュラム・マネジメントの観点から、前年度や前回の訪問を踏まえた指導を行う。
 - ・「8つの観点」に関連した取組の徹底
 - ・校内研究を中心とした組織的な授業改善の推進
 - ・「一校一実践」の取組等、体力向上のための組織的な取組の推進
 - ・不登校対応等、組織的な生徒指導の推進
 - ・学力向上会議等を活用した学校・家庭・地域の協働の推進
 - ・加配が配当されている場合は、その活用状況の確認・指導

《現状・課題》

- 教育事務所による指導・支援の平準化と更なる向上を図るため、一定の共通事項を設けた上で、地域の実情を踏まえた指導・支援体制の充実を図る必要がある。

【第5フェーズの取組】

（教育事務所による学校訪問）

- ① 教育事務所は、少なくとも年間2回、全ての学校への訪問指導を実施する。その上で、市町村教育委員会と協議し、協議結果を踏まえて追加的な訪問指導を行う。なお、学校訪問に際しては、各学校の実態に応じた効果的な指導・支援を行うため、十分な協議時間の確保に努める。

- ② 客観的なデータを踏まえた効果的な指導・支援を行うため、学校訪問の際には学力調査・体力調査結果、いじめ・不登校等数の確認を行うとともに3頁に記載した各種目標達成マネジメントツールを用いて協議を行う。
- ③ 1回目の訪問では、年度を跨ぐ学校運営体制の変化を念頭に、学校運営体制・組織マネジメントの在り方や「芯の通った学校組織」の取組の定着状況を中心に指導・支援を行う。2回目の訪問では、各種目標達成マネジメントツールを活用した検証・改善の在り方を中心に指導・支援を行う。
- ④ ミドルリーダー育成の観点から、学校訪問の際には、主幹教諭・教務主任等が同席し、学校説明等を担うことを推奨する。なお、小規模校等において校務等の兼ね合いから同席が困難な場合は、その限りでない。
- ⑤ 学校事務職員の学校経営への参画意識を高める観点から、学校支援センター設置校への訪問時には学校支援センター所長が同席するよう促す。また、併せて教育事務所による学校支援センター訪問も考えられる。
- ⑥ 他教育事務所の指導や他地域の教育実践等について学ぶ機会とするため、教育事務所の学校改革担当指導主事等は他の5教育事務所による学校訪問に最低1回ずつ（計5回）同行する。
- ⑦ 効果的・効率的な学校訪問を行うため、本庁各課・室と教育事務所の間で課題認識の共有を図るとともに、可能な限り本庁各課・室と教育事務所による学校訪問等の摺り合わせを行う。

（市町村教育委員会との連携）

- 市町村教育委員会との連携強化を図るため、各教育事務所は管内の教育長会議や指導主事による連絡会等を通じて管内の学校に対する指導・支援事項の更新なる共有を図る。

〔取組の深化〕

- ① 市町村教育委員会との一層の連携強化を図るため、教育長会議や分野別担当課長会議等の充実策を検討する。
- ② 学校事務職員の学校経営への参画意識を高める観点から、各学校支援センター管下の学校訪問の都度、所長等の同席を求める検討すること。

(3) 県立学校に対する指導

◆学校マネジメントの推進

- 各学校において各年度に重点的に取り組むべき目標や取組を絞り込み、焦点化を図るとともに、目標達成に向けた取組状況に係る県教育委員会による把握・指導を推進する。

○重点目標の重点化・焦点化

- ・各学校の重点目標を絞り込み、原則3つ以内とするよう徹底する。
- ・各学校の取組指標を絞り込み、1つの重点目標に対し3～4つ程度とするよう徹底する。

○学校評価の状況に係る面談の実施

- ・重点目標の達成状況について教育長等による面談を行い、目標達成に向けた取組状況に係る把握・指導を行う。

(年度当初：教育長・教育次長 年度末：教育次長)

第5フェーズの取組

- ① 学校マネジメント推進の観点から、県立学校においても引き続き年間2回以上、全ての学校を訪問する。また、ミドルリーダー育成の観点から、学校訪問の際には主幹教諭・教務主任等が同席する。
- ② 学校評価の状況に係る教育長等の面談については、地域別・学科別等のグループ別協議の形で設定する。

◆学校全体での授業改善の推進

- 高校において、思考力・判断力・表現力等を育成する授業改善が学校全体で進むよう、以下のことに取り組むこととする。

○「県立高等学校授業改善実施要領」に基づく指導

- ・思考力・判断力・表現力等を育成するため「県立高等学校授業改善実施要領」に基づき各学校への指導を行う。
- ・各学校においては、校長のリーダーシップの下、教務主任が中心となり、教科主任と連携しながら組織的に授業改善を進めよう指導を行う。

- また、特別支援学校においては、思考力・判断力・表現力等の育成に留意しつつ、障がいの状態の改善・克服、卒業後の自立や社会参加も見据えた授業改善に学校全体で取り組むこととする。

《 現状・課題 》

(高等学校)

- 高等学校では、一方向的な知識伝達型の授業から、生徒の主体的・協働的な活動を積極的に取り入れた授業への転換が課題となっている。
- 「授業改善スクールプラン」、「授業改善マイプラン」に基づく授業改善の取組を進めており、学校全体で取り組む校内授業研究会が定着してきた。また、教科会議が研修の場として機能する学校が増加してきた。

(特別支援学校)

- 独自の指導領域である「生活単元学習」、「作業学習」等を教育課程に位置付ける特別支援学校では、その目標や指導内容の具体化・段階化に取り組んでいる。
- 学部を越えた互見授業を通して、教員一人一人が指導・支援の手立ての改善に取り組んでいる。また、「授業力診断シート」による自己診断を行い、自己の課題を明確にして授業改善に取り組む学校もある。
- 各教員の特別支援教育経験年数等が異なるため、経験豊富な教員が各学部・各授業グループの授業構想等を主導しがちである。

第5フェーズの取組

(高等学校)

- 「県立高等学校授業改善実施要領」を踏まえ、「授業改善スクールプラン」、「授業改善マイプラン」に基づく全教科・全教員での授業改善を推進する。

(特別支援学校)

- ミドルリーダーを活用した特別支援教育に関する教員全体の資質向上の取組と、互見授業等による授業評価とを連動させ、組織的な授業改善に取り組む。

◆学部主事の位置付けの明確化

- 今後一層の働きが期待される特別支援学校の学部主事の位置付けの明確化を図る。

○学部主事の位置付けの検討

- 学部主事の学校組織における役割に鑑み、その位置付けを検討していく。

《 現状・課題 》

- 学部主事は、幼・小・中・高の各学部の教育課程の編成、児童生徒の安全管理、学部の教員間や保護者との連絡調整、学部相互の行事調整等を円滑に行うための重要な役割を担っている。今後、主幹教諭・指導教諭の配置を推進する上で、役割の明確化が必要である。

第5フェーズの取組

- 主幹教諭・指導教諭の配置・活用の推進に向け、学部経営の強化、授業改善の推進における学部主事の役割・位置付けの明確化を図る。

◆ 「個別の指導計画」の質の向上

- 「個別の指導計画」の質の向上のため、管理職に加え教務主任・学部主事等が指導・助言を行う体制の一層の徹底を図る。

○指導・助言体制の確立

- ・「個別の指導計画」の作成・評価について、管理職に加え教務主任・学部主事等が指導・助言を組織的に行う体制が徹底されるよう指導する。

《 現状・課題 》

- 各単元・各題材で扱う指導内容の選定や指導目標の設定時のエビデンスとなる実態把握等について、学部内での共通理解が図られ、学部を越えた指導の連続性・系統性という観点からの整理にも取り組んでいる。
- 指導の目標や内容の具体性や発展性、特性を踏まえた指導・支援方法の工夫、基準を明確にした学習評価等、個に応じた指導に関する課題が散見される。

第5フェーズの取組

- ① 教育課程、「個別の指導計画」、個々の授業の連動性を確保するとともに、「学校評価の4点セット」との関連性について共通理解を図り、検証・改善サイクルを確立する。
- ② 学校訪問、授業研究会における「個別の指導計画」や授業実践に関する指導・助言を通して、個に応じた指導の改善・充実を図る。

(4) 研修・会議等の精選

○ 「芯の通った学校組織」を一層推進するためには、教職員が学校マネジメントに専念できる環境づくりが必要であり、子どもと向き合う時間を確保するためにも、今後、学校の実態を改めて把握した上で、市町村教育委員会、教育関係団体及び教育研究団体にも働きかけを行い、研修・会議等の精選・縮減に努める。

○ 教職員の研修・会議等の状況の把握

- ・県教育委員会、教育関係団体及び教育研究団体による教職員の研修・会議等の状況を調査し、把握する。

○ 「学校現場の負担軽減のためのプロジェクトチーム」による取組

- ・「学校現場の負担軽減のためのプロジェクトチーム」の取組により、県教育委員会が行う研修・会議を精選・縮減し、報告書等の簡素化を行う。

(研修・会議等の削減目標：平成22年度比30%削減)

○ 教育関係団体、教育研究団体への要請

- ・教育関係団体、教育研究団体に対して研修・会議の精選・縮減について働きかけを行う。 (研修・会議等の削減目標：平成22年度比30%削減)